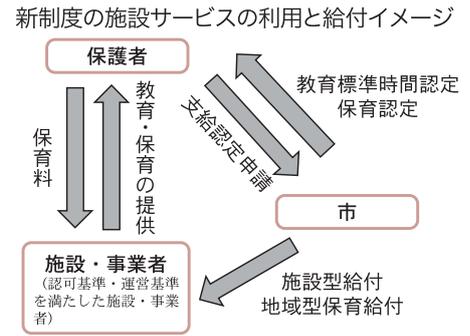


給付の仕組みが変わります

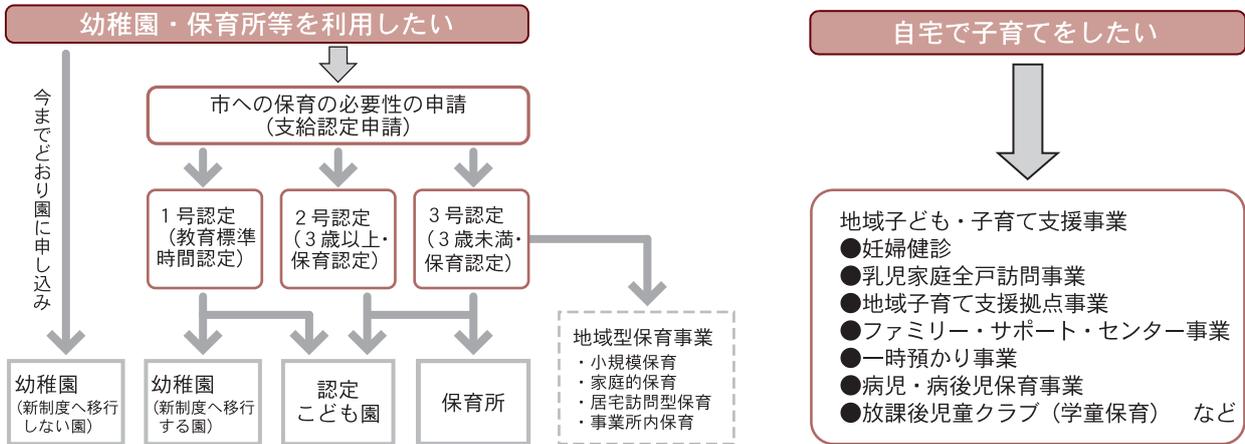
今までは、幼稚園や保育所などに個別に行われてきた公的な財政支援が、幼稚園、保育所、認定こども園共通の「施設型給付」が創設されることに伴い、一本化されます。また、新たに「地域型保育給付」が創設され、小規模保育等も公的な財政支援の対象となります。

この給付は、保護者に対する個人給付ですが、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者へ直接給付するのではなく、施設等が市から給付を受け（法定代理受領制度）、利用者は施設からサービスの提供を受ける仕組みとなります。



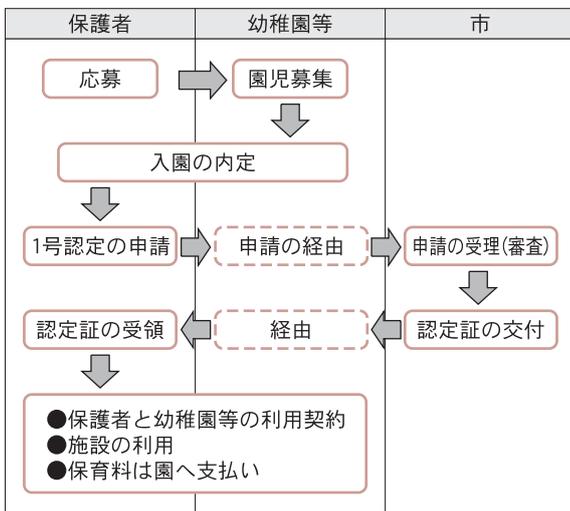
新制度利用の流れ

新制度の支給認定申請、施設への入所の手続きは、今年の秋ごろから始まります。具体的な手続きの実施時期や方法などについては、広報くきや市ホームページを通して、市民の皆さんにお知らせしていきます。



※地域子ども・子育て支援事業は、自宅で子育てをしている人以外でも利用できます。
 ※幼稚園は、新制度へ移行する園と、新制度へ移行しない園があり、各園の判断でどちらかを選択することになります。

幼稚園等を利用希望の場合の認定手続き（1号認定）



保育所等を利用する場合の認定手続き（2号認定・3号認定）

